

事業再生なら鈴木相談

第15回 借金が多すぎないか



事業再生コンサルタント 鈴木 廣彦

TEL:052-526-6506
FAX:052-526-6508



借金が多すぎると毎月の返済額が大きくなり、資金繰りが厳しくなります。借金は少ない方が良いのは当然です。金融機関では融資先の借金が多すぎるとどうかを判断する場合、「借金を何年で返せるか」という計算をするのが一般的です。

三菱東京UFJ銀行では、企業審査において算出する債務償還年数（何年で返せるか）について、実態借入金を簡易キャッシュフロー（純利益+減価償却費）で割ったものとしています。

債務償還年数の水準は、業種による特性もあり一概に「0年以内だと大丈夫」とは言えませんが（無担保借入の場合10年以内で返済できるなら、どんな業種でも問題ないでしょう。有担保借入なら15年でも問題なさそうです）、金融機関ごとに基準を設定しています。

- 債務償還年数（年）= 実態借入金額 / 純利益+減価償却費
- 実態借入金額の計算式 = 総借入金（長・短期借入金+社債）- 現預金 - 正常運転資金
- 正常運転資金の計算式 = 売上債権（売掛金+受取手形）+ 在庫 - 買入れ債務（買掛金+支払手形）（「正常運転資金」については、昨年3月号に詳しく書きました）

金融機関サイドに立った場合、実態借入金が多すぎないかどうかを判断するもう一つのポイントは、実態借入金額に見合った資金化確実な資産が存在するかどうかということです（実質債務超過でないこと）。工場設備などのかたちで、将来収益を生む資産が存在すればよいが、回収不透明な売掛債権や貸付金しか存在しないとすれば、最終的に返済に不安が残ると判断されることになります。

商業登記・法人登記入門

第1話「商業登記・法人登記」って何？ TEL:0568-35-7161
FAX:0568-35-7162
司法書士 林 清忠

こんにちは。司法書士の林清忠です。今回からは「商業登記・法人登記」をテーマにお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

一般的によく知られている司法書士の主な業務は、「不動産登記」に関する手続きについて代理することですが、今回からお話しさせていただく「商業登記・法人登記」に関する手続きについて代理することも司法書士の業務の一つです。

「商業登記」と「法人登記」って違うのですか？ と経営者の方々は何度も質問されたことがあります。簡単にご説明すると、株式会社や有限会社などの「会社」に関する登記については、「商業登記法」という法律に基づいて登記手続きがなされるため、「商業登記」といい、「会社」以外法人（e.g. 医療法人とか宗教法人とか）に関する登記のことをまとめて「法人登記」といいます。

会社も「会社法」という法律の根拠のもとに、権利義務の主体として法人格が認められているので、「法人」であることは間違いありません。（会社法第3条には、「会社は、法人とする。」という条文もあります。）つまり、会社が法人ではないということではなく、会社に関する登記をについては正確には「法人登記」ではなく、「商業登記」というだけのことです。（ですが、我々司法書士も、「会社」の登記を含めて、「法人登記」と呼んでいる方が多いと思います。）

このようなことは知らなくても皆様の日常業務には何ら差し支えはありませんが、経営者の方々が法務局に会社の登記事項証明書を取りに行くと「商業・法人登記」という文言が書いてありますので、疑問を持たれた方も結構いるかと思ひます。今回は「有限会社」についてお話しします。

シルバー人材センター



週40時間まで就業可能に

厚生労働省の労働政策審議会（樋口美雄会長）は、シルバー人材センターの就業要件緩和を求めた建議を明らかにした。同センターでの就業は臨時的・短期的で軽易な業務に限っているが都道府県知事による業務の範囲、地域の指定を前提として要件緩和を実施すべきと言われている。現行では、月10日程度、週20時間以下とする就業制限があるが、日数制限を外して週40時間まで可能とする方向である。

高齢者の多様なニーズを踏まえた就業機会を確保していく上で、シルバー人材センターの役割は重要であり、取り扱う就業に関する要件を緩和することが適当と提言している。

同建議では、定年退職後の高齢者に対して日常生活に密着した仕事を提供している同センターの機能強化を図り、社会参加を促進することが重要と訴えている。厚労省は、今通常国会に高齢者雇用安定改正案を提出する予定。

遺産分割

遺産の評価額について

商工新報2月号クリア法律事務所 寺島 英輔 弁護士「遺産分割」より転用



これまでもあらゆる商品が扱われてきたのだから、驚くことではないのかもしれない。インターネット通販大手、アマゾンのサイトを通じてお坊さんが「出品」され、話題になっている。その名も「お坊さん便」。僧侶を手配して自宅やお墓に派遣してくれるサービスだ。

通常の法事・法要であれば、お布施や車代を含め、全国どこでも一律3万5千円。戒名の授与が加わると、別コースの料金になる。注文のための画面にある「在庫」や「返品について」などの言葉が、なんともシニールに響く。お坊さん便を出品している葬儀関連会社は、すでに400人以上の僧侶と契約しているという。業界のしきたりや前例を簡単に乗り越えるネットの力に驚けばいいの。か。それとも時代の移り変わりに感慨を抱くべきだろうか。仏教界からは「宗教をビジネスにしている」といった批判の声が上がっている。うなずける気がする一方で、僧侶を依頼する方法や費用がよく分からず、不安を感じる人が多いのもまた事実であろう。

お坊さんを手軽にネットで注文するなんて世も末、という話にはなるまい。都市部に限らずお寺との付き合いは薄れつつある。結局はお坊さん個々人の見識や力量がいままで以上に問われるのではないだろうか。法事の席で「なるほど」と得心のいく法話や所作に触れられれば、出会ったきっかけに善しあしはないと思う。

アマゾン「お坊さん便」
日経 2016.2.1 朝刊 春秋より転載

遺産分割の前提として、遺産の評価額をどうするかについて考えてみます。公平かつ適正に分割することを目的とする手続きです。したがって、相続人それぞれが、評価額にしておきたい額の財産を取得すべきか、という点を確保するため、それぞれの遺産の経済的価値を金銭評価することが不可欠となります。遺産の評価が適切になされることは、当事者間の納得を得られるために必須の条件となります。

特に現物分割（遺産を現物で分割する）の場合や代償分割（特定の相続人が遺産を承得し、他の相続人に対し代償を支払う）の場合、誰がどのくらいの評価額の遺産を取得するか、代償金などのくらいになるか、等を判断する為の資料として、遺産の金銭的評価が必要となります。

これに対し換価分割（遺産の売却代金を相続人間で相続分にに応じて分割する）の場合は原則として評価が必要ありません。もっともいずれの分割方法をとる場合でも、特別受益や寄与分が問題となる場合は、みなし相続財産の金額を算出するため、評価が必要となります。もっとも、例えば、不動産や株式は、経済情勢等によって評価額が変動します。これらの財産が遺産の中に含まれる場合、いつの時点で評価すればよいでしょうか。実務上は、遺産分割時（現実分割するとき）での評価額を算出すべきとされています。特別受益、寄与分が問題となる事業では、存在する相続財産について、遺産分割時のほかに、相続開始時の評価もする必要があります。



中小企業経営に活かす知的資産の活用 第9回
知的資産を開示する～知的資産経営報告書の記載事項とは～

アステル行政書士事務所 代表：丹所 美紀
TEL：052-325-7160
FAX：052-325-7162
E-mail：astel@mbn.nifty.com

前回は、あなたの会社にあるたくさんの隠れた強み（知的資産）を開示する方法の1つに知的資産経営報告書があります、というお話をしました。では知的資産経営報告書にはどのようなことを記載するのでしょうか？

実は、知的資産経営報告書に記載しなければならない事項が法律で決まっているわけではありません。誰に何のために見て欲しいから知的資産経営報告書を作りたいのかが明確になれば、その対象者と目的に合う内容を記載すればいいのです。しかし何のヒントもなく知的資産経営報告書を作成するのは難しいですね？そのため、一般的にこのようなものを記載します、という記載事項の一例を挙げさせていただきます。

1. 社長の挨拶
2. 会社概要
 - (1) 概要（代表者・所在地・連絡先・事業内容等）
 - (2) 沿革（会社設立～現在の流れ・組織変更等）
 - (3) 経営理念（経営理念・社是・行動規範等）
 - (4) その他（受賞歴・取材歴・知的財産権等）

3. 事業内容
 - (1) 商品サービスの特徴
 - (2) 業務の流れ
4. 現在の価値創造ストーリー
 - (1) 経営理念～業績のストーリーの概要
 - (2) 具体的な努力・工夫・マネジメント
 - (3) 具体的な技術・ノウハウ・ネットワークなど
 - (4) 知的資産の関連図
5. 将来あるべき価値創造ストーリー
 - (1) 将来あるべき価値創造ストーリー
 - (2) そのために必要なものおよび構築方法等
6. 知的資産経営報告書について
 - (1) 知的資産経営報告書の説明
 - (2) 将来の記載は確定できない旨の説明

いかがでしょうか？自社のみで作成するのが難しいと感じたら、専門家の支援を受けながら作成していく方法もあります。それでは次回は信頼性のある知的資産経営報告書とはどんなものかについてお話しさせていただきます。ご精読ありがとうございます。

倫理研究所発行の「職場の教養」二月号から p.32

仕事に做う De・スタート

春は、職場においても人の出入りが多くなる時期です。勤める場所は替わらなくても、仕事の範囲や担当が替わる人もいます。私たちの仕事はすべて、最後は、会社に返す仕事です。今引き受けている仕事も、いずれ新任者に引き継いだり、後進に譲る時がやってきます。

担当者が替わるたびに「前はできたが、今はできない」「担当が替わったので、よくわからない」ということでは、周囲も困ってしまうでしょう。

職場は、様々な人の個性があつてこそ成り立つものですが、チームの仕事であるからには、一定の標準化は必要です。

今の仕事を「次の担当者がやりやすいか、否か」という視点で振り返って、蓄積していくデータの見直しや、備品の整理をしていきましょう。

会社の仕事は、今だけではなく、これから先も継続していきます。「前任者がよく整理しておいてくれたおかげで、スムーズに引き継ぐことができた」と言われるよう、日頃から心がけておきたいものです。

先を見据えて整理をしましょう